

平成30年度 第2回安平町未来創生委員会 議 案



7月に開催した「子育てパパママ座談会」の様子

日 時 平成31年2月27日（水） 午後6時30分
場 所 安平町役場 総合支所

【会議レジュメ】

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 第2次安平町総合計画 中期基本計画 策定方針の変更について【資料1】

◇策定時期 変更前：2019年3月

変更後：2019年12月

(2) 中期基本計画策定に係る町民参画について【資料2】

◇2018年7月開催 子育てパパママ座談会

(3) 安平町震災復興基本方針について【資料3】

◇策定時期 2019年12月

(4) 平成31年度地方創生推進交付金 申請事業について【資料4】

4 その他

5 閉 会

第 2 次安平町総合計画 中期基本計画 策定方針



平成30年 7 月

平成31年 2 月 変更

政 策 推 進 課

1 はじめに

平成29年3月に第2次安平町総合計画 基本構想を策定し、『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向けた取り組みを進めています。

この策定方針は、基本構想を実現するための中期的な指針として策定している前期基本計画が平成30(2018)年度をもって満了することから、平成31(2019)年度から4カ年を計画期間とする第2次安平町総合計画 中期基本計画を策定するための基本的な方針を示したものです。

2 総合計画の位置付け

- ◇安平町まちづくり基本条例第23条において、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画の策定を義務付け、その構成は「基本構想」「基本計画」とすることが規定されています。
- ◇安平町議会基本条例第3条により、「基本構想」「基本計画」は議決案件となっています。

3 総合計画の計画期間、策定にあたっての基本事項等

(1) 第2次安平町総合計画の期間、構成

ア	基本構想	平成29(2017)年度～平成38(2026)年度	[10年間]
イ	基本計画	前期基本計画	平成29(2017)年度～平成30(2018)年度 [2年間]
		中期基本計画	平成31(2019)年度～平成34(2022)年度 [4年間]
		後期基本計画	平成35(2023)年度～平成38(2026)年度 [4年間]
ウ	実施計画	基本は各年度において3年間の計画を策定し、毎年度見直しを行う。 ただし、基本計画の策定年度については、4年間の計画を策定。	

●基本構想（10年間）

長期的な指針として、当町の将来像や施策の大綱を示すものです。

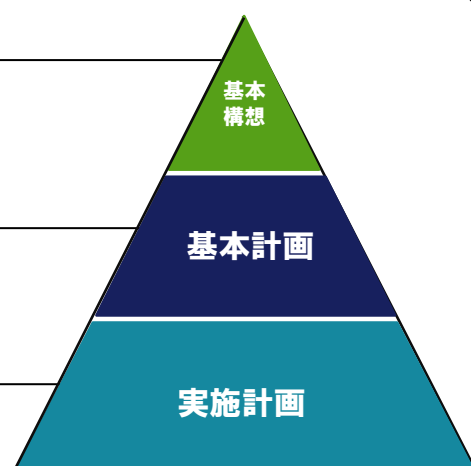
●基本計画（前期2年間、中期4年間、後期4年間）

基本構想を実現するための中期的な指針となるものです。
項目別に現状と課題、施策や事業の方向性などを示し、
施策の達成度を測るための成果指標を設定します。

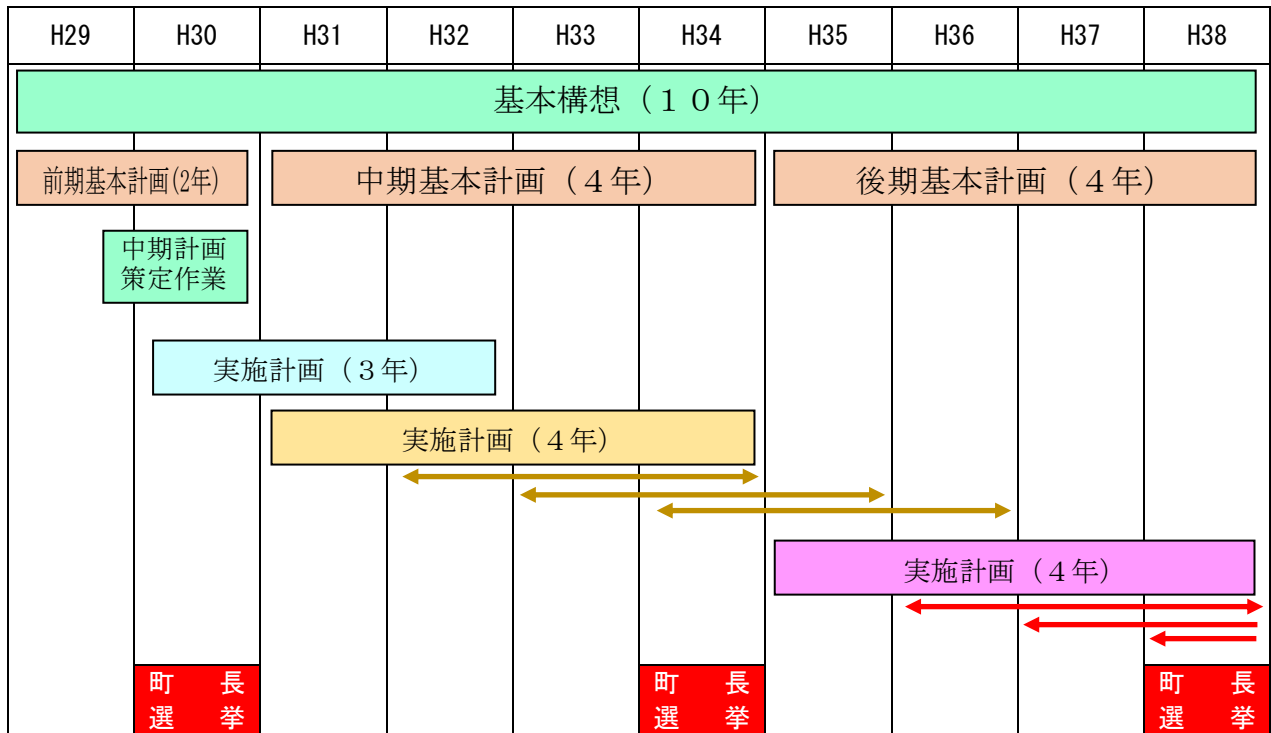
●実施計画（3年間とし、毎年度見直し）

基本計画に基づいた主要事業（事務事業）の具体的内容を集約したものであり、予算編成の指針となります。社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、向こう3カ年の事務事業計画を毎年度見直し繰り返します。

* 中期基本計画・後期基本計画の策定年度に限り、財政計画と整合性を図るため4年間とする。



<第2次安平町総合計画の構成>



※従来、総合計画は最上位計画でありながら、計画期間中に首長の改選があるため、ローカルマニフェスト（選挙公約）との整合性に課題があったことから、第2次安平町総合計画基本構想の策定時にはこれらの課題を解決するため、平成38年の町長選挙に向けた基本計画期間の調整を行い、これを踏まえた基本構想期間としている。

（2）中期基本計画の策定にあたっての基本的事項、策定ポイント

次の基本的考え方・策定ポイントに基づき、総合計画 中期基本計画の策定を行います。

①前期基本計画の進行管理（KPI含む）、評価検証、改善

→PDCAサイクルを目指し、計画・実行後の結果を十分に検証の上、改善策や次の施策の展開につなげていくこと。

②社会情勢の変化、町長公約との連動・整合

→基本構想に基づき、計画期間中の社会経済情勢の変化への対応や、計画期間中に改選となる町長公約と総合計画との連動及び整合を考慮し、策定を行うこと。

③町民参画

→安平町まちづくり基本条例の理念にのっとり、複数の町民参画を行うこと。

・審議会・モニター制度・ワークショップ・町民意見聴取（パブリックコメント）など

④その他

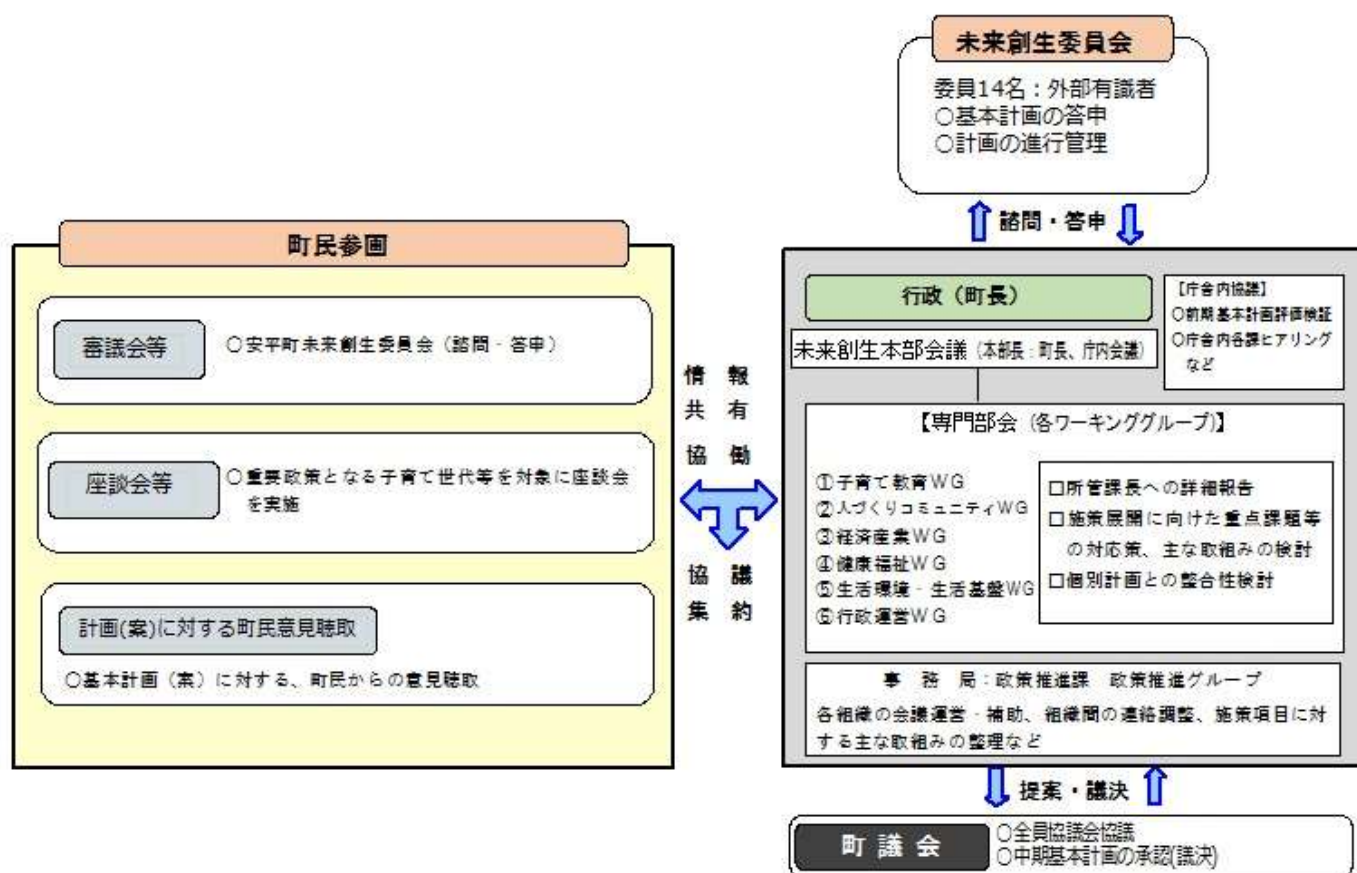
・従来同様、民間事業者への策定委託は行わず、総合計画の策定作業は職員自らが行う。

・中期基本計画の基本的な方向性について、庁舎内に設置している未来創生本部及び専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図る。

4 町民参画

町民参画の種類	内 容
① 安平町未来創生委員会	町長の諮問により、中期基本計画の策定に関して調査審議し、答申を行う。
② 座談会 (モニター制度・ワークショップ)	子育て世代を主な対象に、重点課題である子育て・教育施策に係る意見等についての座談会を開催。 *任意抽出(年齢要件等)や子育てLine通知による参加者の確保等を検討 *追分・早来で各1回、計2回を予定
③ 町民意見聴取(パブリックコメント)	中期基本計画(案)について、町民意見を聴取し、その反映結果を公表するもの。

5 計画策定体制のイメージ



【庁舎内組織】安平町未来創生本部及び専門部会（ワーキンググループ）

設置趣旨	総合計画の策定に係る全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るとともに、これらの進行管理を図る。
構成	◇本部長—町長 副本部長—副町長 各部局の課長職、参事職で構成 ◇必要時に応じて専門部会を設置（6部会～総合計画の施策分野別）

6 全体スケジュール（イメージ）

	2018（平成30）年度									2019（平成31）年度										
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
町民参画		座談会															パブコメ			
未来創生委員会	委員会 ①							委員会 ②			委員会 ③			委員会 ④			委員会 ⑤			
未来創生本部会議	会議	→															→			
未来創生本部 専門部会	部会	→															→			
策定作業	策定方針 決定							策定方針 変更			前期計画 評価検証			入力 開始			骨子			案
議会														説明			説明			12月 提案
											→			必要に応じて議会説明			→			
計画書の印刷製本等																				印刷 製本
広報・住民周知		広報 特集									広報特集			広報特集			広報特集			
町ホームページ		随時 掲載・更新			→															→

資料 2

子育てパパ・ママ座談会 グループワーク感想・意見取りまとめ

実施日	◇平成30年7月28日(土)
参加者属性	◇当日参加者数 21名(男女比1:4) ◇参加者平均年齢 約40歳 ◇子の年齢層 0~3歳:5人、4~6歳:6人、7~12歳:12人 13~15歳:6人、16~18歳:2人
実施内容	◇子育てライフプラン講座 子育て世代の方々が知りたい、子育ての将来設計、ライフプラン、家計を今一度見直し夢をかなえるための方法について学ぶプログラム ◇グループワーク 子育てのまち安平町の実現に向け、安平町で子育てしている方々が普段の生活で感じている意見や、子育て中に住宅を建設するきっかけなどについてグループワークを実施。

[子育て・教育分野] の感想、意見 (抜粋)

幼 児 期	【幼児保育】 ①こども園に関しては、家庭ではできない教育がされており、満足感が高い 【延長保育、病児保育、託児等】 ②急遽子どもを預かってもらえるサービスが欲しい(ありすは1週間前予約が必要) ③病児サポートとして、風邪を引いていてもそんなに熱も出ていない状況の場合、その都度仕事を休むのは職場に心苦しい 【有料ごみ袋の無償支給】 ④ごみ袋の無償支給があるのはとても助かる(3歳まで。他市町村よりも長い)
小・中学生	【部活動・習い事】 ⑤中学校が合同で部活を行うなどし、生徒が選択できる部を少しでも残してもらいたい。 【地域間交流】 ⑥クラスが1クラスなので、競い合うことがない。2クラスあればと思う。 ⑦追分中と早来中が一緒になるのは難しいと思うので、部活動や学校事業など相互で交流をした方がよい。 【学力・学習環境】 ⑧都会とのレベルの違いを感じる。(宿題等は苦小牧や千歳よりも少ないようだ) ⑨苦小牧や千歳の塾を利用している。 【ICT教育】 ⑩ソフトバンクとの包括連携協定をしたと聞いた。これからの子どもたちは、情報化社会や世界を生きていくので、小中学校でのICT教育が向上することに期待している。
高校・大学生	【進学資金】 ⑪子どもが高校や大学に行くとなると時間や通学費、一人暮らしにお金がかかるのが心配
全 般	【医療費】 ⑫子育ての資金面に関して、医療費が掛からないことは非常に助かるので続けて欲しい

安平町の現状について

〔移住・定住分野〕 移住するために安平町に足りないもの、求められるもの（抜粋）

子育て教育	【子育て支援住宅】 ▶厚真町の子育て支援住宅のようなものが安平町にもできないものか。上厚真に苫小牧からたくさん人が来ていると聞いている。		【しょうがい児】 ▶しょうがい児を持つ方は、子どもを町外へ通わせることになる。町内小学校に通わせることができるよう専門の先生を派遣するなど町内に定住できる環境も必要かと思う
人づくりコミュニティ	【コミュニティ】 ▶子育て支援センターは、親のコミュニティ形成に非常に役に立っており、情報交換もできて良い。こういった環境も大切。	健康福祉	【医療機関】 ▶大きい病院がない。必ず千歳か苫小牧に行ってしまう。小児科・救急が近くにあれば安心
経済産業	【仕事（職場）】 ▶やはり仕事（職場）が町内にあることが重要 【商業施設】 ▶買い物場所が少ない。多少は町内で買うが基本的には町外で買い物することが多い。	住民生活	【賃貸情報】 ▶借家の情報がもっとほしい 【公共交通】 ▶交通の便（JR・バスを増やす工夫をしてほしい）年を取ると車がなくなり病院に行くのも大変になる ▶子どもの進学を考えると、苫小牧・千歳への公共交通の充実が大事
行財政運営	【水道料金】 ▶水道料金をクレジットカード払いにできるようにしてほしい。		

〔移住・定住分野〕 子育て世代が住宅を建設するきっかけ・行政に求めるものとは

積極的な意見

- 【自然環境】
 - ▶自然が豊かということもあり町内に住宅を建設した
- 【生活環境の変化】
 - ▶子どもができ、住宅が手狭になったから
 - ▶夫婦の年齢のタイミング（夫の年齢が高くなり始めたので）
- 【アクセス】
 - ▶安平町はアクセスが良いので、もう少しPRをしてみては
- 【住みやすさ】
 - ▶町内の社宅に住んでいて、苫小牧・千歳も検討したが、最終的に安平町の住みやすさが決め手となった
- 【子育て環境】
 - ▶こども園は非常に魅力的な子育て教育を実施しているため、小学校まで切れ目のない教育を実施していく必要がある。そのような教育環境があれば、町外から転入してくる人も増えるのではないか

消極的な意見

- 【仕事（職場）】
 - ▶職業柄転勤もあるため、町内に家を建てる選択肢にならない
- 【立地、地価】
 - ▶土地の安さは魅力には感じず、家を建てるきっかけではない
 - ▶あかね地区は空いているが、小さい子がいるので国道を越えるとなると難しい
- 【金銭面】
 - ▶維持費の問題。屋根や壁などの改修を含め
- 【情報量】
 - ▶早来地区は土地が少ない（情報も…）
 - ▶建てたい人にダイレクトな情報が必要
 - ▶町HPの住宅関係の情報がわかりづらい
- 【その他】
 - ▶住宅を建てるのにメリットを感じていない

育てたい 暮らしたい 帰りたい ^か
みんなで未来へ **新**けるまち

我が家の家計 ～夢を叶えるライフプラン～

町内に住む子育て世代を対象に「子育てパパ・ママ座談会」を7月28日(土)に早来町民センター、追分公民館で開催されました。

ファイナンシャルプランナーの講師による子育てライフプラン講座では、参加された方に子育て期の家計について考えてもらい、グループワークでは、安平町が目指す子育てしやすいまち、住みたいまちづくりに関するご意見を多数いただきました。

今回いただいたご意見は、安平町のまちづくりの指針となる第2次安平町総合計画中期基本計画の策定に向けて活用させていただきながら、まちの将来像である「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ新けるまち」の実現に向けて、より良いまちづくりを進めていきます。

ライフプランって？

将来「どう生きていくのか」や「どう暮らしていくのか」ということを考え立てる計画のこと。

毎年行うようなことは想像が付き、計画が立てやすい。しかし、5年後・10年後といった少し遠い将来の計画はなかなか想像がつかないものです。

そんな時、将来叶えたい夢などを明確化しておくことで、夢までの道のりが見えてきて遠い話でも現実味を帯びてくるのがライフプラン。

漠然としか見えていない将来の夢を少し現実的なものにしてみませんか？

ライフプランはどう考えれば良いの？

1. ライフイベントを「時系列」に並べる！

子どもが学校に入学する、マイホームが欲しい、車を取り換えたい、退職などなど。想定できる事柄を年表にします。

2. ライフイベントの「優先順位」を決める！

いくつも同時に夢を叶えることができるときもあれば、難しいときもあるので、優先順位を明確にしておくことで、円滑に対応することができるようになります。

このようなことを意識して考えていきます。漠然と把握していたことも優先順位をつけ、列挙することで将来がより具現化されてきます。

そして、ライフプランを考えることでお金がどういったときにかかるのかが見えてきます。つまりライフプランを考えるということは、お金の計画を立てることに繋がるのです。



人生三大費用！

・教育資金

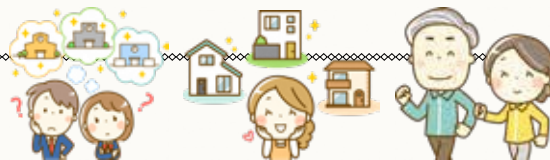
生まれてから大学卒業となると、公立や私立学校等で差は生じるが、平均で約1,000万～1,300万円ほどかかるとされています。その中でも大学への進学の際に大きなお金がかかることが多いです。

・住宅資金

一戸建てなのかマンションなのか、賃貸なのか。どの形態にせよ多くの資金が必要です。また、維持費やメンテナンスにも費用がかかることが予測されます。

・老後資金

定年後の主な収入は公的年金ですが、その額は毎月の生活費には足りないというデータもあります。また、歳を重ねるにつれ通院や介護といった健康面での支出が増えることも想定されます。



(制作：安平町 監修：ファイナンシャル・プランナー 星 洋子氏)

夢を叶えるには"戦略"がポイント！

ライフプランを考えていると、多くのイベントが並ぶでしょう。費用がかからないものもあればたくさん費用がかかるものもあります。お金はそう簡単に貯めることはできません。なので、日ごろから計画的な貯蓄が重要となってきます。

<貯蓄のコツ>

・何のための貯蓄かを明確に！

ただ漠然と貯蓄するのはゴールがなく長続きしないことも。なので、「第一子教育資金」「マイカー更新資金」「家族旅行資金」などライフイベントごとにどれくらいの資金が必要なのかを考え貯蓄をしていくとポジティブな気持ちで貯蓄することができます。

・ゴールの時期を明確に！

いつまでに・どれだけ貯金をしていけば良いのかということはとても大切なことです。これを明確にしておくことで月間・年間も目標貯蓄額が想定できます！



貯蓄にも限度あり！計画的な貯蓄を。

たくさんのライフイベントがあれば、それだけ多くのお金が必要となることが考えられます。しかし収入等から貯蓄に充てられるのも限りがあります。そのため、ライフプランが実行可能な範囲になるよう計画を途中で見直すことも大切なことです。

"制度"を味方に、夢に近く！！

国や自治体には、子育てや教育を支援する様々な制度があります。どういうとき（年齢）やどんな場合（条件）に適用する制度なのか把握しておくことも重要な準備です。主な制度を見てみましょう。

・児童手当

0歳から15歳までの子を対象に支給されるもの。総支給額は200万円ほどになることもあります。（※所得に応じて支給される額に変動あり）

・高等学校等就学支援金制度

国公立立問わず、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対し就学支援金が支給されます。

安平町で受けられる制度は？

※詳細はホームページをご覧ください

◆妊娠・出産

- ・妊娠出産特定不妊治療費の助成：町独自で最大で30万円まで助成を行います。
- ・出生祝金：町内に住所を有する方で出産された場合、町内で使用できる商品券等を差し上げます。

◆教育

- ・保育料の助成：保育料の半分以上を町が負担します。（※所得により変動あり）

◆医療

- ・子ども医療費の助成：0歳から18歳までの間、初診料のみ（580円※歯科診療は510円）で診察を受けられます。

この他にも様々な支援・制度があります。安平町ホームページ「安平で安心子育て」の中でご紹介していますのでご覧ください。

安平町ホームページ「安平で安心子育て」

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate>



interview

座談会に参加されていたご夫婦の声



「今回ライフプランを考えたことで、将来の考え方について夫婦で一緒に考えるきっかけになりました。今後はより良い将来のためにもっと考えていきたいです」と話してくれました。

座談会を終えて

初開催となった「子育てパパ・ママ座談会」。参加者から今後は「家計診断の開催を」という声を頂きました。これからも、子育て世代のみなさんにとってより良いまちづくりを進めていきたいと思います。

※本特集はライフプラン様式等含め、安平町ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

<https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/setsuyaku/jigyo/1119>



安平町震災復興基本方針

平成 31 年 2 月

安平町

1 計画策定の趣旨

平成 30 年 9 月 6 日に発生した胆振東部地震では、道内各地に甚大な被害をもたらした。尊い命が失われるとともに多くの方々が負傷され、また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、北海道全域での停電（ブラックアウト）によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、暮らしや経済活動に広範かつ多大な影響が生じた。

このような中、安平町においては震度 6 強の地震に見舞われ、幸い死亡者はおりましたが、重傷者などの人的被害や住家の約 97%が被害を受けました。また、公共施設や地域経済にも甚大な被害を受け、今もなお多くの被災者が応急仮設住宅等での生活を強いられたり、半壊以上の住宅被害を受けながらも既存住宅で暮らすなど、不便な生活を余儀なくされています。

町では、発災直後から災害対策本部を立ち上げ、町民の生命や財産を守ることを最優先に、速やかな避難所の開設、社会的な生活基盤である道路や上・下水道などのライフラインの復旧を進めてきました。震災から 5 ヶ月が経過し、今後は町民の生活再建を進めながら、並行して復旧から復興へと将来を見据えた取組みを進めなければなりません。

この震災復興基本方針は、甚大な被害をもたらした胆振東部地震からの復興に向け、今後のまちづくりの基本的な取組みの方向性を示すものです。

今後は、この基本方針に基づき、第 2 次安平町総合計画等を踏まえながら、復興に向けた総合的な計画として、(仮称) 安平町復興まちづくり計画（以下「復興計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

復興計画は安平町の復興を目指し、今後のまちづくりの基本的な計画として策定するものであり、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として策定した「第 2 次安平町総合計画」と一体的に推進することが必要不可欠であることから、第 2 次安平町総合計画中期基本計画（2019 年度～2022 年度）の一部として位置付けるものとしします。

3 計画期間

第 2 次安平町総合計画中期基本計画の一部という位置付けから、計画期間は 2019 年度から 2022 年度までの 4 年間とします。

ただし、震災からの復興のためには、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多

く、2023 年度以降については、後期基本計画（2023 年～2026 年）の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととします。

4 計画の基本方針

町民、地域、企業、行政が総力を結集して、震災前より元気で魅力的な安平町の復興に向け、以下に示す 4 つの基本方針に基づき復興計画を策定します。

（１）住まいと暮らしの再建

被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するために、住宅再建への支援や災害に対応した公営住宅等の建設検討を進めるとともに、生活再建と安全・安心な生活環境づくりを進めるため、被災者の暮らしに必要な生活機能や教育環境、保健、医療、福祉の横断的な連携による体制の確保・充実に向けた取組みを進めます。

（２）災害に強いまちづくり

今回の震災を踏まえ、単に震災前の町の姿を復旧するだけでなく、住民の命を守り、災害に強いまちづくりの実現に向けて、想定外を想定内とする防災意識の向上に向けたソフト面の充実と、防災上必要なインフラ整備等を進めます。

（３）産業・経済の再生

今回の震災で甚大な被害を受けた農業、商業、工業等の各産業が、早期に復旧し、雇用を維持するとともに、地域の活力を取り戻すための取組みを進めます。

（４）未来へつながる復興

復興は、単に安平町を元の姿に戻すだけでなく、町民が夢をもって暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える、未来へつながる復興に向け、地域資源を最大限に活かした、新しい安平町を創造していきます。

5 計画の策定体制

（１）安平町復興推進本部

町長を本部長とし、町の組織全体が復興に係る様々な現状と課題、進捗状況等を的確に把握し、早急な復興の実現を図るため、復興計画を策定します。

（２）安平町未来創生委員会

復興計画は中期基本計画の一部として位置付けることから、復興計画の策定に関して意見を求めます。

(3) 外部有識者

復興計画の策定に関して、専門的な見地からの助言や提案を求めます。

(4) 町民参画

①地区別懇談会

町民と行政の協働による計画づくりを目的として、町内4地区（早来・追分・安平・遠浅）で懇談会を開催し、復興計画に対する住民の声を把握します。

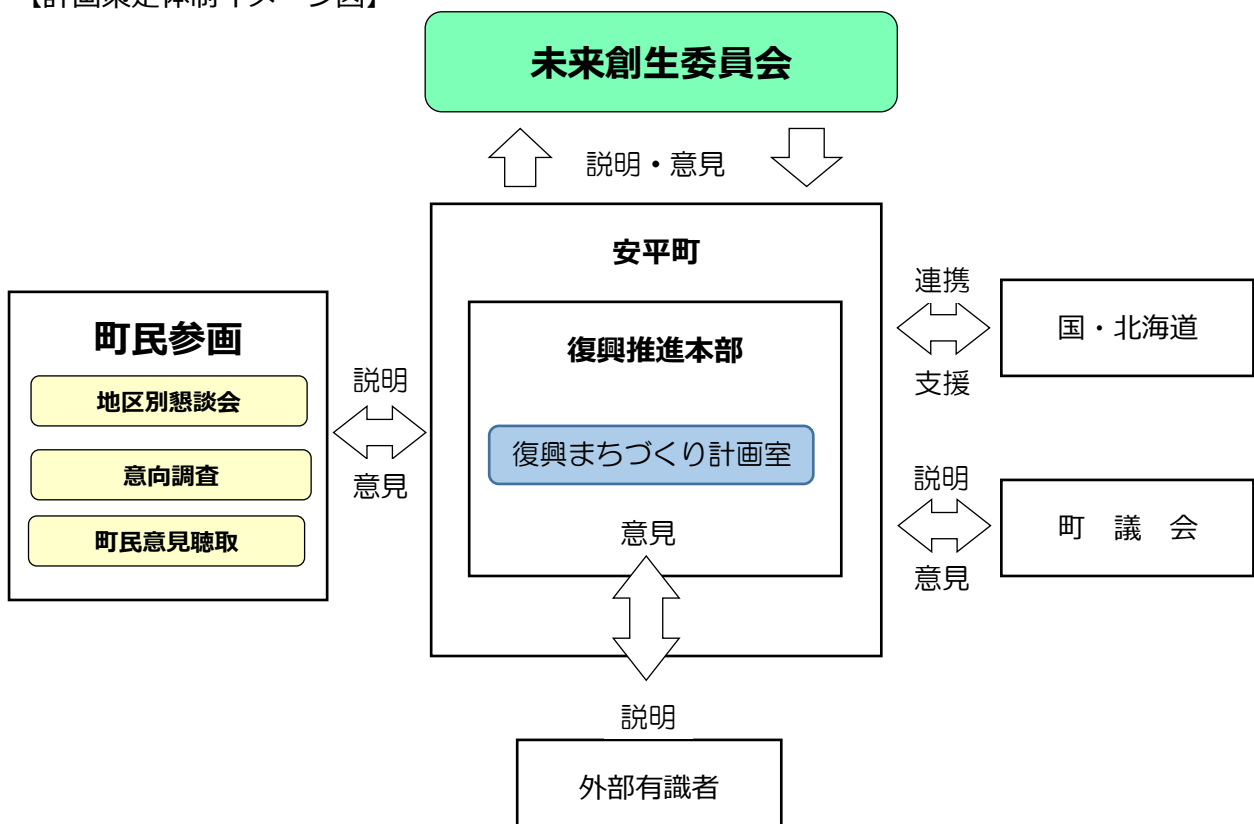
②町民意向調査（町民アンケート）

町民の意向等を調査・把握し、基礎資料とします。

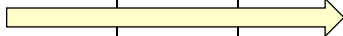
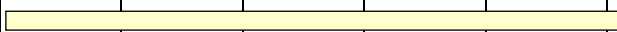
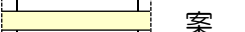
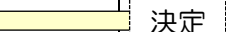
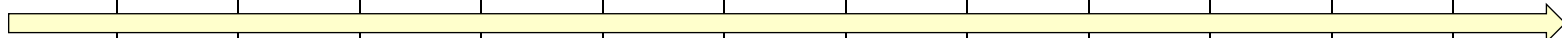
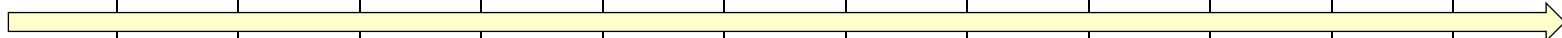
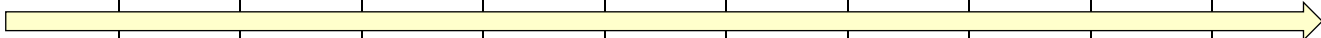
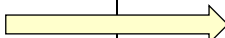
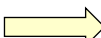
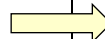
③パブリックコメント

復興計画（案）に対する意見公募を行い、広く町民から意見を募集します。

【計画策定体制イメージ図】



6 計画策定スケジュール

区 分	2018 年度				2019 年度										
	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月		
震災復興基本方針策定															
復興計画策定									骨子			案			決定
復興推進本部会議															
復興まちづくり計画室会議															
庁内プロジェクト会議															
未来創生委員会			●			●			●			●			
地区別懇談会（6回）															
自治会長等会議							説明				説明				
町政懇談会												説明			
意向調査（町民アンケート）															
パブリックコメント															
町議会									全 員 協議会			全 員 協議会			議決
広報・住民周知					特集		特集		特集		特集		特集		

平成 31 年度 地方創生推進交付金 申請事業

◇日本で一番世界に近いまちプロジェクト～震災前よりも魅力的な町を目指して～

〔事業趣旨〕

震災により生じている「町外への人口流出」・「子育て教育に対する不安感」・「コミュニティの縮小」等という課題の解決に向けて、想像力を育む子育て・教育環境の充実、学びから生まれた発想を具現化する実践に向けた仕組みを構築しながら、町民やコミュニティ団体自らが持続可能なまちづくりを目指すもの。

①遊育推進事業

幼児期から年少期において、遊びを通じた子育てである『遊育』を推進するため、外遊びを継続的に行える環境の確保と、大人と子どもがともに遊び場をつくり、そのフィールドを活用し体験プログラム等の提供やイベントを実施・展開しながら、子どもにやさしいまちとして魅力的な子育て環境を創造する。

②学びサポート事業

震災により、主に中学生向けに落ち着いた学習環境（自学自習）の提供を行うとともに、青年層や現役世代には知的好奇心を高めるための取組み（探求授業）を展開しながら、差別化した教育コンテンツの構築、社会教育と生涯学習事業の推進を図る。

③あびら版町民チャレンジ応援事業

震災により深刻度を増した地域コミュニティの再生、空き家空き店舗の活用、起業創業による地域振興などの問題に関して、『クラウドファンディングによる外部資金調達』『町民チャレンジの増加』『コミュニティ・ビジネスの育成』という 3 項目に主眼を置き、町民が主体となり行うプロジェクトに対してコーディネートやサポートを行いながら、町民が主体的に地域課題の解決に向けて挑戦できる仕組みを構築する。

◇真の復興を目的とした交流人口拡大による地域活性化プロジェクト

〔事業趣旨〕

2019 年 4 月開業となる「道の駅あびら D51 ステーション」を、今回の震災からの復興に向けたシンボル・拠点と位置づけ、地域一体となった道の駅開業に合わせた復興イベント、地域資源を活用した新規商品の開発、インバウンド対策を展開しながら、特産品や農産品など地域資源を活用した地域活性化と交流人口の拡大を図るもの。

①地域が一体となった道の駅開業に合わせた復興イベント

多数の集客が期待される道の駅の開業に合わせ、あびら観光協会や復興ボランティアセンターのほか、町商工会・町内農業団体などと連携しながら、開業時からハイシーズンが続く季節を中心に複数の復興イベントを開催するとともにプロモーション活動により、地域価値を高めていく。

②地域資源を活用した新規商品の開発

復興イベントの開催を契機として、地域企業や各種団体が行う地域資源同士を組み合わせ新たな特産品や名産品の開発を支援しながら、更なる交流人口とリピーターの呼び込みを図っていく。

③北海道に訪れる外国人が最初に来る町ブランド化事業

鉄道とともに発展してきた安平町追分地区では、鉄道の歴史は固有で尊いものであり、開業する道の駅には、この鉄道文化の未来継承をコンセプトに昭和時代の駅舎を再現し、蒸気機関車を施設内に保存することとしている。一方、「安平」「追分」という同じ地名や駅名を持つ台湾との鉄道交流や子どもたちが外国文化に触れる民間レベルでの交流も深まりつつあることから、北海道へ訪れる多くの台湾観光客をはじめとした外国人観光客が最初に立寄る場所となるよう、魅力的なコンテンツづくりを行う。

◇ [広域事業]

北海道への移住、起業を促進するU I Jターン新規就業・地域課題解決型起業支援事業

国が地方創生の一環として新たに取り組む「わくわく地方生活実現パッケージ事業」を活用し、北海道と連携する市町村広域事業として、東京圏からの移住及び起業希望者が移住定住するためのマッチング支援を行うもの。

首都圏からの移住や子育て世代の移住として一番の課題となる「仕事」分野におけるマッチングを行うものであり、中小企業などへ就職した場合や地域課題の解決に資する起業を行う場合に支援金を支給する。

- ・移住支援事業
- ・地域課題解決型起業支援事業

まち・ひと・しごと創生法に対応したこれまでの国交付金について

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

